磁的記録である調書に記録されている場合にあつては、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）

［三　略］

（調書の作成・法第四百九十四条の六）

第二百九十四条の五　［略］

2　前項の調書には、裁判所が法第四百九十四条の六第二項に規定する方法により同条第一項に規定する者に対し理由を告げこれに関する陳述を聴いた場合は、当該方法によつた旨をも記載し、又は記録しなければならない。

3　第一項の調書については、第三十八条第二項（第六号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項、第六項及び第八項並びに第四十二条第一項の規定を準用する。

（拘置状の記載要件等・法第四百九十四条の七等）

第二百九十四条の六　拘置状には、法第四百九十四条の七第三項において読み替えて準用する法第六十四条に規定する事項のほか、罰金の裁判が確定した者が法第四百九十四条の五各号に掲げる者であることを記載し、又は記録しなければならない。

2　第七十一条、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項の規定（これらの規定のうち勾留に関する部分に限る。）は、拘置状について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第七十二条第一項	裁判所又は裁判官	裁判所
第七十三条の二	被告人	法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者
	裁判長又は裁判官	裁判長
第七十四条第一項	被告人は	者は
	被告人への提供	提供
［略］	［略］	［略］

（拘置についての準用規定・法第四百九十四条の八等）

第二百九十四条の八　第八十一条から第八十二条まで、第八十四条から第八十六条の二まで、第八十八条、第九十条、第百四十条、第百四十一条及び第百五十条の規定は、法第四百九十四条の五の規定による拘置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］

［三　同上］

（調書の作成・法第四百九十四条の六）

第二百九十四条の五　［同上］

［新設］

2　前項の調書については、第三十八条第二項（第三号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項及び第六項並びに第四十二条第一項の規定を準用する。

（拘置状の記載要件等・法第四百九十四条の七等）

第二百九十四条の六　拘置状には、法第四百九十四条の七第二項において読み替えて準用する法第六十四条に規定する事項のほか、罰金の裁判が確定した者が法第四百九十四条の五各号に掲げる者であることを記載しなければならない。

2　第七十一条、第七十二条、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項の規定（これらの規定のうち勾留に関する部分に限る。）は、拘置状について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第七十二条	裁判所又は裁判官	裁判所
第七十四条第一項	被告人は	者は
	被告人への交付	交付
［同上］	［同上］	［同上］

（拘置についての準用規定・法第四百九十四条の八等）

第二百九十四条の八　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］